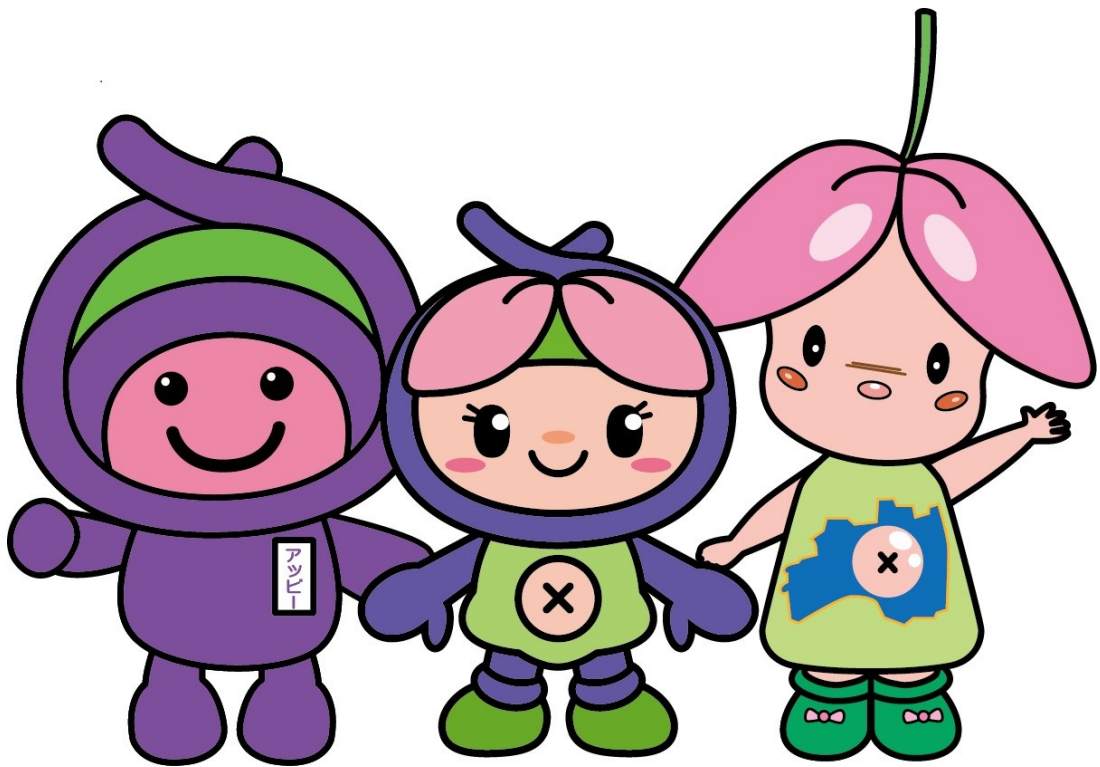


令和8年度版

身体障害者手帳のしおり



本 宮 市

— もくじ —

障害者手帳の交付について

身体障害者手帳の交付㊦	<u>3</u>
-------------	----------

公共料金等の割引制度について

JR運賃の割引㊦	<u>4</u>
国内航空旅客運賃の割引㊦-部除外あり	<u>4</u>
バス運賃の割引㊦	<u>5</u>
タクシー運賃の割引㊦	<u>5</u>
有料道路の割引㊦	<u>6</u>
NHK受信料の免除㊦	<u>8</u>
携帯電話料金の割引㊦	<u>8</u>
郵便料金の減免㊦	<u>8</u>
電話料金案内料の免除㊦	<u>8</u>
おもいやり駐車場利用制度㊦	<u>9</u>

税金の減免について

自動車税の免除㊦	<u>10</u>
軽自動車税の免除㊦	<u>11</u>
所得税・市県民税に関する所得控除㊦	<u>11</u>

手当・年金・共済制度について

特別障害者手当㊦	<u>12</u>
障害児福祉手当㊦	<u>12</u>
特別児童扶養手当㊦	<u>13</u>
障害基礎年金㊦	<u>13</u>
心身障害者扶養共済㊦	<u>14</u>
人工透析患者通院交通費の助成㊦	<u>14</u>
特別支援教育就学奨励費支援事業㊦	<u>15</u>

医療助成制度について

自立支援医療（更生医療）㊦	<u>16</u>
自立支援医療（育成医療）㊦	<u>16</u>
重度心身障がい者医療費助成㊦-部除外あり	<u>17</u>

補装具・日常生活用具等の給付・助成

補装具の購入・修理に係る助成㊦	18
日常生活用具の購入に係る助成㊦-部除外あり	18
在宅重度障がい者対策事業㊦	23

相談支援について

市の保健師㊦	24
家庭児童相談員㊦	24
障がい者相談支援事業所なないろ㊦	24
本宮市身体障がい者福祉会㊦	25
手話通訳者の派遣㊦	25

障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて㊦

サービスを利用するためには	27
【介護給付サービス】	
訪問系サービス㊦	28
障害児通所支援㊦	28
短期入所㊦	28
通所系サービス（通所施設）㊦	28
入所系サービス（入所施設）㊦	29
【訓練等給付サービス】	
住まいの場（地域で共同生活）㊦	29
通所系サービス（通所施設）㊦	29
【地域生活支援事業】	
移動支援㊦	30
日中一時支援㊦	30

就労支援について

ハローワーク（公共職業安定所）㊦-部除外あり	31
障がい者就業（生活）サポートセンター㊦-部除外あり	31
障害者職業センター㊦-部除外あり	32

支援機関一覧

- ㊦ .. 主に児童を対象とする制度です。
- ㊧ .. 主に成人を対象とする制度です。
- ㊫ .. 基本的に全年齢を対象とした制度です。

注：本手引きに記載している内容は、令和6年4月1日現在の状況です。

障害者手帳の交付について

身体障害者手帳の交付㊦

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方々を対象に交付される手帳です。手帳の取得により、日常生活上の利便性や経済的負担の軽減を図るため、様々な福祉制度を活用する目安となるものです。

○対象者 身体に障がいのある方（症状が固定状態 [または、これに準ずる状態]）にあると医師に認められた場合）

○内容 手帳申請の手続き窓口は本宮市となり、その後、福島県において診断書審査が行われ、障がい名や障がい等級の決定を行ったうえで交付されます。

○障がいの種類

- ・ 視覚障がい
- ・ 聴覚・平衡機能障がい
- ・ 音声・言語・咀嚼（そしゃく）機能障がい
- ・ 肢体不自由
- ・ 肝機能障がい
- ・ 心臓・腎臓・呼吸器・直腸・膀胱・小腸機能障害
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

○申請方法 以下の書類等をご準備のうえ、本宮市窓口で交付申請します。
①主治医の診断書（専用様式は市窓口に備え付けてあります。）
②6ヶ月以内に撮影した顔写真（たて：4cm、よこ：3cm）
③マイナンバーカード

●手続き窓口

え ぽ か 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

公共料金の割引制度について

JR運賃の割引④

JR線を利用する際、下記のとおり運賃が割引になります。

○対象者 身体障害者手帳を持っている方、及びその介護人（介護人の割引は、第1種または12歳未満の手帳所持者の場合のみ）

○内容 第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。

対象	割引対象乗車券	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者が乗車	普通乗車券 回数乗車兼 普通急行券	50%	私鉄等の鉄道会社とまたがる場合を含む。 ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となる。
第1種障がい者とその介護者が乗車、または、 12歳未満の障がい者とその介護者が乗車	定期乗車券 (小児定期乗車 兼を除く)		私鉄等の鉄道会社とまたがる場合を含む。 小児定期旅客運賃についての割引適用は不可。
第1種、第2種障がい者が 単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	片道100kmを超える場合に限る。 (私鉄等の鉄道会社とまたがる場合を含む。)

※JR線と私鉄等の鉄道会社とまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が決められています。

●問い合わせ ご利用予定のJR各駅

国内航空旅客運賃の割引④-部除外あり

国内線の航空機を利用する際、下記のとおり運賃が割引になります。

○対象者 身体障害者手帳を持っている満12歳以上の方、及びその介護人

○内容 第

対象者	割引適用者	備考
第1種 第2種	本人及び介護者 (航空会社によって異なる 可能性があります)	割引率は、各航空運送事業者が設定する額・割合によります。

●問い合わせ 各航空券販売窓口等

バス運賃の割引④

○内 容

(福島交通)

対象者	割引適用者	割引率	備考
第1種 第2種	本人及び介護者	普通運賃50% (乗降時に手帳を提示)	※定期券を利用する障がい者については30%割引。

(本宮市コミュニティバス)

対象者	割引適用者	運賃(市内一律・片道一乗車につき)
第1種 第2種	本人及び介護者 (介護者お一人のみ)	100円 (乗降時に手帳を提示)

※割引の基準は、各民営バス事業者により異なる場合がありますので、詳しくは各民営バス事業者へお問い合わせください。

●問い合わせ 各民営バス事業者

タクシー運賃の割引④

タクシー券の交付

重度障がい者タクシー利用制度

○内 容 重度障がい者が外出のためタクシーを利用したとき、そのタクシー料金の一部を助成します。

○対 象 者 次のいずれかに該当する方

- ・ 身体障害者手帳の障がい名が下肢・体幹機能障がい、1級・2級の方
- ・ 視覚障がい1級の方

○交付枚数 1枚500円の利用券を30枚(年間)

※タクシー利用1回につき複数枚利用できます。

重度心身障がい者通院時タクシー利用制度(医療機関への通院専用)

○内 容 重度心身障がい者が疾病・ケガのため通院・入院する場合等、そのタクシー料金の一部を助成します。

○対 象 者 身体障がい者2級以上の方

*心臓・腎臓・呼吸器・直腸・膀胱・小腸機能障害は3級以上

*身体障害者手帳のほか、療育手帳もしくは精神保健福祉手帳を併せて所持している方

○交付枚数 1枚500円の利用券を15枚(年間)

※タクシー利用1回につき複数枚利用できます。

「重度障がい者タクシー利用制度」に該当する方は、「重度心身障がい者通院時タクシー利用制度」と重複してタクシー券の交付を受けることができます。

○申請方法 あらかじめ、市窓口到手帳・印かんをご持参のうえ、タクシー券の交付を受けておく必要があります。

●手続き窓口

えぼか 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

タクシー運賃の割引⑩（タクシー事業者による任意サービス）

身体障害者手帳をお持ちの方が県内のタクシー乗車時に手帳を提示すると、運賃が1割引になる場合があります。

なお、このサービスは、タクシー協会やタクシー事業者ごとに、実施の有無についての取扱いが異なる場合がありますので、詳しくはタクシー乗車時にご確認ください。

有料道路の割引⑪

有料道路を利用する際、下記のとおり通行料金が割引になります。（事前手続きが必要です。）

1. 対象者 1) 手帳所持者自らが運転する場合
 - ・身体障害者手帳所持者（種別や等級の制限はありません。）
- 2) 介護者が運転する場合
 - ・1種の記載がある身体障害者手帳を所持する方

○割引率 通常料金の半額

○利用方法（手帳所持者ご本人が同乗していない時は利用できません。）

- ・ETCを使う場合・市窓口にて所定の手続きを行い、有料道路事業者への登録が完了した後、ETC割引が利用可能となります。
- ・料金所精算の場合・料金所において通行料金を精算する際、身体障害者手帳（あらかじめ市窓口でシール貼付が必要）を提示し、割引後の料金を支払います。

○手続き方法 市窓口での申請 または オンラインによる申請
(オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>)

○手続きに必要となるもの

- ETCを使う場合……身体障害者手帳、利用自動車の車検証（1台に限定）、ETCカード（身体障害者手帳所持者が成年に到達している場合は、身体障害者ご本人名義のETCカードが必要となります）、ETC車載器セットアップ証明書、運転免許証（障害者ご本人が運転する場合）
- 料金所精算の場合……身体障害者手帳、運転免許証（障害者ご本人が運転する場合）

●手続き窓口

え ぼ か 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

NHK受信料免除㊦

NHKでは、障がいのある方が属する世帯に対して、放送受信料の減免を行っています。減免は全額免除と半額免除の2種類があります。

	手帳所持者本人に係る要件	世帯構成員に係る要件
全額減免	全ての等級が対象	世帯構成員全員が市民税非課税であること

	手帳所持者本人に係る要件	世帯構成員に係る要件
半額減免	○視覚・聴覚障害者 (1～6級) ○上記以外の重度の身体障がい者 (1・2級)	障がい者ご自身が世帯主であること

○手続き方法 あらかじめ市窓口で「免除理由の証明」を受け、証明を受けた申請書をNHKに提出（郵送）してください。

○証明を受ける際に必要となるもの（申請書は市窓口に備付け）

・身体障害者手帳 ・印かん ・NHKお客様番号が確認できるもの

●証明窓口

えぼか 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371

市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

●問い合わせ NHK視聴者コールセンター Tel0120-151515

Tel0570-077-077

携帯電話料金の割引㊦

身体障害者手帳等の障害者手帳所持者に対して、携帯電話の障がい者割引が受けられます。

○手続き方法・割引内容等は、各携帯電話販売店窓口にてご確認ください。

郵便料金の減免㊦

次の目的による郵便物に対しては郵便料金が減免されます。

○内 容 ①盲人用郵便物（点字や録音物で特定の施設が発受するもの）

②身体障がい者団体発行の第3種郵便物は、料金特例があります。

●問い合わせ 詳しくは郵便局窓口にお問い合わせください。

電話料金案内料の免除㊦

視覚障がい（1～6級）または上肢機能・体幹機能障がい（1・2級）の身体障害者手帳をお持ちの方は、電話番号案内料の免除措置があります。

●問い合わせ NTTフリーダイヤル 0120-10-4174

おもいやり駐車場利用制度^⑤

○内 容 車いす使用者用駐車スペースの利用適正化を図るため、対象者に県が利用証を発行し、利用者には駐車する際に利用証の掲示を求めるものです。

○対象となる手帳の等級

制 度 対 象 者（以下のうち、歩行困難である者）		
区 分		等 級・詳 細
視覚障がい		1～4級
平衡機能障がい※1	平衡機能障がい	1～5級
肢体不自由	上肢	1～2級
	下肢	1～6級
	体幹	1～5級
脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～2級
	移動機能	1～6級
心臓機能障がい		1～4級
腎臓機能障がい		1～4級
呼吸器機能障がい		1～4級
膀胱又は直腸機能障がい		1～4級
小腸機能障がい		1～4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1～4級
肝臓機能障がい		1～4級

※1 他に特定疾患医療受給者または特定医療費受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者が該当になります。

○申請方法 市窓口を設置してある申請書に必要事項を記載の上、確認書類のコピーを添付してください。県より、利用証が郵送されます。送料として、140円切手をご準備下さい。

○確認書類

・身体障害者手帳

※代理人による申請も可能です。この場合、代理人の身分証明書もご持参ください。

●申請窓口

え ぼ か 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371

市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

●問い合わせ 福島県庁 障がい福祉課 Tel024-521-7170

税金の減免について

自動車税の免除⑥

中度～重度の身体障害者手帳を所持する方に係る自動車税（手帳所持者が18歳未満の場合は、生計を一にする方が所有する自動車でも可）の減免を受けることができます。

○自動車の使用目的

身体障がい者ご本人が運転される場合は特に制限がありませんが、身体障がい者に代わって生計を一にする方が運転される場合は、身体障がい者の通学・通院・施設通所等の目的、または、生活のために携わっている業（生業）のために使用する場合に限られます。

○対象となる手帳の等級

障がいの種類	該当する障がいの程度	
	本人が運転する場合	生計を一にする方が運転する場合
視覚障がい	1級～4級	1級～4級
聴覚障がい	2級・3級	2級・3級
平衡機能障がい	3級	3級
音声機能障がい	3級（咽喉摘出による場合）	—
上肢不自由	1級・2級	1級・2級
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹機能障がい	1級～3級・5級	1級～3級
心臓・腎臓・呼吸器・小腸・膀胱・直腸機能障がい	1級・3級・4級	1級・3級・4級
肝臓機能障がい ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級	1級～4級

○所有者要件 身体障害者手帳所持者ご本人名義の自動車（18歳未満の場合は、生計を一にする方名義の自動車でも可）

○留意事項 ・減免が受けられる自動車は1台限りです。
・県内ナンバーで個人名義の自家用自動車に限ります。

○申請方法 福島県県税部にて所定の手続きが必要です。

○手続きに必要となるもの

（福島県県税部減免申請時）

身体障害者手帳、車検証、運転者の免許証、印かん、世帯全員の住民票
※世帯全員の住民票については、生計を一にする方が運転する場合のみ必要。

●手続き窓口

(福島県県税部)

県北地方振興局県税部 福島市杉妻町2-16 県庁北庁舎4階
Tel024-521-2702

県中地方振興局県税部 郡山市麓山1丁目1-1
Tel024-935-1261

軽自動車税の免除⑤ ※既に自動車税(県税)の減免を受けている場合を除く。

対象者等は自動車税の基準と同じですが、市町村税であるため、申請窓口及び申請時期は次のとおり設定されています。

○申請時期 毎年4月1日から5月末日まで

○手続きに必要となるもの

(本宮市証明交付時)

身体障害者手帳、車検証、運転者の免許証

●手続き窓口

本宮市役所 財務部 税務課 市民税係 Tel24-5345

市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

所得税・住民税に関する所得控除⑥

障がい者が所得税等の納税者本人、又は納税者の控除対象配偶者・扶養親族である場合、次の額の控除が受けられます。

○対象となる障がいの種類と程度

区分	障がい程度	所得税控除額	市県民税控除額
障害者控除	身体障害者手帳 3～6級	27万円	26万円
特別障害者 控除	身体障害者手帳 1・2級	40万円	30万円
同居の特別 障害者に係 る扶養控除	特別障害者控除に該当 する控除対象配偶者や 扶養親族が、納税者と 同居している場合	特別障害者控除に代 えて75万円	特別障害者控除に代 えて53万円

●問い合わせ

本宮市役所 財務部 税務課 市民税係 Tel24-5345

※ 勤務先で所得税の年末調整を受けている方は、勤務先の給与担当者へご相談ください。

手当・年金・共済制度について

特別障害者手当㊦

○対象者 20歳以上で※著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の在宅の障がい者で、医師意見書に基づく本宮市の認定を受けた方。

※著しく重度の障がいの状態（例）

- ・法に定める重度重複障がいの状態にある方
- ・重度の肢体不自由で日常動作能力の評価点数が基準以上の方 等

○支給制限 次の場合等は手当が受けられません。
・本人及び扶養している方の前年所得が一定額以上である場合
・入所施設を利用している場合
・医療機関に3ヵ月以上入院している場合

○手当額 月額30,450円

●問い合わせ

えぼか 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

障害児福祉手当㊧

○対象者 20歳未満（3歳以上）で、日常生活において常時介護を必要とする重度障がい児。（知的障がいの場合）

- ・法に定める重度障がいの状態にあり常時介護を必要とする児童
- ・特定の内部障がいで安静度が著しく高い児童
- ・重度の肢体不自由で日常動作能力の評価点数が基準以上の児童 等

○支給制限 次の場合等は手当が受けられません。
・扶養している方の前年所得が一定額以上である場合
・入所施設を利用している場合

○手当額 月額16,560円

●問い合わせ

えぼか 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

特別児童扶養手当㊦

○対象者 20歳未満で、身体または精神に中度または重度の障がいをもつ児童を養育する保護者。

受給の可否については、認定診断書に基づき、福島県が審査を行います。

○支給制限 次の場合等は手当が受けられません。

- ・扶養している方の前年所得が一定額以上である場合
- ・入所施設を利用している場合

○手 当 額 1級：月額58,450円、2級：月額38,930円

●問い合わせ

え ぼ か 子ども福祉課 子育て支援係 Tel24-5375

市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

障害基礎年金㊧

○対象者 国民年金加入後の給付等の要件を満たしている被保険者、または20歳になる前から障がいのある方で障がいの程度が次の1級、または2級に該当する方。

(1級) ・国民年金法で定める障がい等級表の1級に該当する場合

(2級) ・国民年金法で定める障がい等級表の2級に該当する場合

【※身体障害者手帳や療育手帳交付の基準とは異なります。】

○年 金 額 1 級

昭和31年4月2日以後生まれの方	1,059,125円
昭和31年4月1日以前生まれの方	1,056,125円

2 級

昭和31年4月2日以後生まれの方	847,300円
昭和31年4月1日以前生まれの方	844,900円

※子の加算額

2人まで	1人につき 243,800円
3人目以降	1人につき 81,300円

●問い合わせ

本宮市役所 市民部 市民課 国保年金係 Tel24-5342

心身障害者扶養共済^④

障がいをもつ方の保護者が、毎月一定の掛金を払い込み、保護者が死亡、または著しい障がい状態となった時に、被扶養者（障がい児者）に毎月共済年金が支給されます。

○対象者 身体障がいをもつ方（１級～３級で将来独立自活することが困難であると認められる程度）を扶養する保護者で、次の要件に該当する方。

- 年齢が65歳未満であること。
- 基準に基づく特別の疾病または障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- 障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

○掛金月額 加入者（保護者）の加入時年齢により、1口あたり9,300円～23,300円の設定となっており、2口まで加入することができます。

掛金額	～34歳	～39歳	～44歳	～49歳	～54歳	～59歳	～64歳
1口あたり	9,300円	11,400円	14,300円	17,300円	18,800円	20,700円	23,300円

※所得により掛金が減額または免除になる場合があります。

○給付金 加入者（保護者）が死亡または重度障がいとなった場合、被扶養者に対して毎月20,000円（2口加入は40,000円）が支払われます。

●手続き窓口

えぼか 社会福祉課 社会福祉係 TEL24-5371

人工透析患者通院交通費の助成^④

人工透析を必要とする腎臓機能障がい者が、交通機関を利用して最寄りの病院へ通院する場合、交通費の月額から5,000円を差し引いた額を助成します。

○対象経費 原則として、公共交通機関（電車・バス）に係る交通費、または自家用車利用に係る燃料費が対象となります。しかし、やむを得ない事情によりこれらの活用が困難な場合は、福祉タクシー等の利用が認められることもあります。

○助成限度額 月額25,000円以内

○申請方法 【資格登録時】

身体障害者手帳をご持参のうえ、市窓口へおいでください。申請者の通院事情に応じて、「申請書」「通院証明書」「申立書」等の関係書類をご提出いただくこととなります。

【交通費請求時】

3ヵ月ごとに、「請求書（医療機関証明欄あり）」及び「通院に要した交通費が確認できる証明等（福祉タクシー等利用の場合のみ）」をご提出いただきます。

●手続き窓口

えぼか 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

特別支援教育就学奨励費支援制度^⑩

支援学校・盲学校・ろう学校、本宮市立小中学校の特別支援学級へ就学しているお子さんの保護者の経済的負担の軽減を図るための支援制度です。

○対象経費 学用品購入費、修学旅行費 等

●問い合わせ

本宮市役所 教育部 幼保学校課 学校教育係 Tel24-5445

医療制度について

自立支援医療（更生医療）㊦

身体障がい者の日常生活を容易にするため、または職業能力を高めるために行われるリハビリテーション医療で、人工透析・心臓手術・腎臓移植手術・人工関節手術・角膜手術などに係る医療費の公費負担を受けることができます。

- 対象者 身体障害者手帳を所持されている18歳以上の方で、医療により障がいが改善、または機能の維持が保たれる見込みのある方
- 公費負担 医療費の一部に公費負担が適用されますので、最終的な自己負担額は1割となります。
- 申請方法 次の①～④に該当する書類等をご準備いただき、認定手続きを行います。
 - ① 身体障害者手帳
 - ② 指定医療機関の医師意見書
 - ③ 保険証（同一世帯で同じ保険に属する方がいる場合は、その全員分の保険証）
 - ④ 障害年金を受給されている方は、「年金振込通知書」または「年金証書」 【※該当者のみ】

●手続き窓口

え ぽ か 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

自立支援医療（育成医療）㊧

お子さんの障がい軽減のために行われる医療で、生活能力を獲得するために行われる手術等の医療費の公費負担を受けることができます。

- 対象者 18歳未満の児童で、医療により障がい改善、または機能の維持が保たれる見込みのある方

障がい名	対象疾病等
肢体不自由	先天性股関節脱臼・脳性麻痺・水頭症・くる病・拘縮
視覚障がい	未熟児網膜症・斜視・眼球癒着・白内障・網膜剥離など
音声・言語・そしゃく機能障がい	口唇裂・巨口症 (醜形のみを理由とする手術は対象外)
内臓障がい	腎臓・呼吸器・膀胱・直腸および小腸機能障害、その他先天性の内部障がい
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい	

- 公費負担 医療費の一部に公費負担が適用されますので、自己負担額は1割となります。(ただし、市の「子ども医療費助成制度」・「重度心身障がい者医療費助成制度」等の適用を受けている場合は、最終的な自己負担がなくなる場合があります。)
- 申請方法 次の①～③に該当する書類等をご準備いただき、認定手続きを行います。
- ① 指定医療機関の医師意見書
 - ② 保険証(同一世帯で同じ保険に属する方がいる場合は、その全員の保険証)
 - ③ 世帯の所得の状況を証明する書類(源泉徴収票・所得証明書など)

●手続き窓口

福島県県北保健福祉事務所 児童家庭支援チーム TEL024-534-4300

重度心身障がい者医療費助成制度㊦一部除外あり

重度の障がいをもつ方に対して、医療費(健康保険適用の医療行為に限る。なお、入院時の食事療養費は対象外。)の自己負担分を助成します。(ただし、既に子ども医療費助成制度の適用を受けている場合は、そちらの制度利用が優先されます。)

- 対象者 身体障がい者2級以上の方(内部障がいは3級以上)、
または、身体障害者手帳のほか、療育手帳もしくは精神保健福祉手帳を併せて所持している方
- 申請方法 次の①～③に該当する書類等をご準備いただき、登録手続きを行います。
- ① 健康保険証
 - ② 身体障害者手帳
(他の障害者手帳がある場合は併せて持参)
 - ③ 本人の口座番号が確認できるもの
(児童の場合は保護者名義でも可)
- その他 次に該当する方は医療費の助成ができません。
・確定申告がなされていない方(年金・給与所得者を除く)
・無保険の方

●手続き窓口

えぼか 社会福祉課 社会福祉係 TEL24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 TEL44-2114

補装具・日常生活用具等の給付・助成

補装具の購入・修理に係る助成㊤

障がいをもつ方の日常生活や社会生活の向上を図るために、その失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うために障がいの内容・程度により、必要な補装具の購入や修理に係る助成を行います。

○対象者 身体障害者手帳をもっている方
(交付する補装具の種類に応じて医師意見書が必要となる場合があります。)

○補装具の種類
義肢・装具・座位保持装置・盲人安全つえ・義眼・眼鏡(特殊)・補聴器・車いす・電動車いす・歩行器・重度障がい者伝達装置・歩行補助つえ・座位保持いす㊤・起立保持具㊤・頭部保持具㊤・排便補助具㊤

○申請方法 次の①～③に該当する書類等をご準備いただき、申請手続きを行います。

- ①身体障害者手帳
- ②補装具の見積書
- ③医師意見書(交付する補装具の種類に応じて必要となる場合があります。詳しくは窓口にご相談ください。)

○給付額 補装具の購入または修理代金の9割。

*障がい者本人または配偶者(児童の場合は保護者が属する世帯員全部)に課税者がおり所得割額が46万円以上の場合は支給対象外となります。

●手続き窓口

えぼか 社会福祉課 社会福祉係 TEL24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 TEL44-2114

日常生活用具の購入に係る助成㊤一部除外あり

障がいをもつ方の日常生活を容易にするため、障がいの種類・程度に応じて次の自立生活支援品目の購入に係る助成を行います。

○助成品目

種 目	対 象 者	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい単独2級以上で家族等他人の介護を要する者。又は、難病患者等で寝たきりの状態にある者。
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい単独1級以上又は療育手帳Aの常時介護を要する者であり、原則として3歳以上の者。又は、難病患者等で寝たきりの状態にある者。
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい単独1級以上で常時介護を要する者であり、原則として学齢以上の年齢の者。又は、難病患者等で自力で排尿できない者。

種 目	対 象 者	
介護・訓練支援用具	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい家族等他人の介護を要する者 (障がい児にあっては下肢又は体幹機能障がい単独2級以上で原則として3歳以上の者)
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい単独2級以上で家族等他人の介護を要する者であり、原則として学齢以上の年齢の者。又は、難病患者等で寝たきりの状態にある者。
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい単独2級以上の者であり、原則として3歳以上の者。又は、難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者。
	訓練椅子(障がい児に限る)	下肢又は体幹機能障がい単独1級又は2級以上の者であり、原則として3歳以上の者
	訓練用ベット	下肢又は体幹機能障がい単独1級又は2級以上の者であり、原則として学齢児以上の者。又は、難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者。
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がいであって、入浴に介助を必要とする者であり、原則として3歳以上の者。又は、難病患者等で入浴に介助を要する者。
	便器	下肢又は体幹機能障がい単独2級以上の者であり、原則として学齢以上の年齢の者。又は、難病患者等で常時介護を要する者。
	T字状・棒状のつえ	下肢又は体幹機能障がい、平衡機能障がいの者
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者であり、原則として3歳以上の者
	頭部保護帽	平衡機能障がい又は下肢若しくは体幹機能障がい、療育手帳A所持者又は精神障がい者でてんかんの発作等により頻繁に転倒する者
	特殊便器	上肢障がい単独2級以上の者、又は療育手帳A所持者で訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者で、原則として学齢以上の年齢の者。又は、難病患者等で上肢機能に障がいのある者。
	火災警報器(世帯あたり2台限度)	障がい等級2級以上又は療育手帳Aの者若しくは精神障がい者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯、又はこれに準じる世帯に限る)
自動消火器	障がい等級2級以上の者、療育手帳Aの者、精神障がい者又は難病患者等の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯、又は難病患者等のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る)	

種 目		対 象 者
自立生活支援用具	電磁調理器	視覚障がい単独2級以上の者又は療育手帳Aの者若しくは精神障がい者であり、原則として18歳以上の者(障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯に限る)
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい単独2級以上の者で、原則として学齢以上の年齢の者
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい単独2級以上で、日常生活上必要と認められる者(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい単独3級以上で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者であり、原則として3歳以上の者
	ネブライザー	呼吸器機能障がい単独4級以上の者、又は全身性の重度肢体不自由者(両上下肢の著しい障がい・全廃又は体幹機能障がい1級、2級の者、脳原性運動機能障がいのある者、重度心身障がい者(児)又はそれに準ずる者)であって必要と認められる者。又は、平成18年10月1日以前に申請があり、継続して利用している者。(原則として学齢以上の年齢の者)又は、難病患者等で呼吸機能に障がいのある者。
	電気式たん吸引器(両用器含む)	呼吸器機能障がい単独4級以上の者、又は全身性の重度肢体不自由者(両上下肢の著しい障がい・全廃又は体幹機能障がい1級、2級の者、脳原性運動機能障がいのある者、重度心身障がい者(児)又はそれに準ずる者)であって必要と認められる者。又は、平成18年10月1日以前に申請があり、継続して利用している者。(原則として学齢以上の年齢の者)又は、難病患者等で呼吸機能に障がいのある者。
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法を行う呼吸器機能障がい又は心臓機能障害を有する者
	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい単独2級以上の者であり、原則として学齢以上の年齢の者(盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯)
	盲人用体重計	視覚障がい単独2級以上の者であり、原則として学齢以上の年齢の者(盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯)
	盲人用血圧計(音声式)	視覚障がい2級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの
	情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置
情報・通信支援用具		視覚障がい単独2級以上の者であって、18歳以上の者

種 目	対 象 者
情報・意思疎通支援用具	点字ディスプレイ 視覚障がい及び聴覚障がいの重複重度障がいであって必要と認められる者(原則として、視覚障がい単独2級以上かつ聴覚障がい単独2級以上)
点字器(標準型木製32マス18行相当又はそれに準ずるもの。携帯用を含む)	視覚障がい者
点字タイプライター	視覚障がい単独2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者)
ポータブルレコーダー	視覚障がい単独2級以上の者であり、原則として学齢以上の年齢の者
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい単独2級以上の者であり、原則として学齢以上の年齢の者
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者であり、原則として学齢以上の年齢の者
視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ	視覚障がい2級以上(原則として学齢児童以上の者)
盲人用時計(音声式、触読式)	視覚障がい単独2級以上の者
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者又は、発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者であり、原則として学齢以上の年齢の者
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
人工喉頭笛式	音声・言語機能障がい(無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者)
人工喉頭電動式	音声・言語機能障がい(無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者)
人工鼻接続補助用具	在宅の音声・言語機能障がい者であって、喉頭摘出している者
人工内耳用充電電池	現に人工内耳を装着している者。
人工内耳用充電器	現に人工内耳を装着している者。
人工内耳体外装置用完全防水アクセサリ	現に人工内耳用体外装置を装着している者。

種 目		対 象 者
情報・意思疎通支援用具	人工内耳用体外装置	人工内耳体外装置を装用している者で、装用後5年を経過又は直近の給付を受けてから5年を経過している者のうち、人工内耳体外装置の買い替えについて、医療保険等による給付を受けることができない者
	点字図書、大活字本、DAISY図書(視覚障がい者用図書※1)	視覚障がい児(者)で、原則として学齢児以上のもの
排泄管理支援用具	ストーマ用装具(蓄便袋)	直腸機能障がい(ストーマ造設者)
	ストーマ用装具(蓄尿袋)	ぼうこう機能障がい(ストーマ造設者)
	紙おむつ等	ストーマ造設者、高度の排尿機能障がい者。また、平成18年10月1日以前に申請があり、継続して利用している者。
	収尿器	ぼうこう機能障がい、下肢機能障がい、体幹機能障がい者

種 目		対 象 者
住宅改修	居宅生活動作補助用具(住宅改修)※2	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障害に限る)が単独3級以上の者。ただし、特殊便器の取替えは上肢障がい単独2級以上の者。又は、難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある者。

※1 視覚障がい者用図書給付事業

※2 住宅改修費助成事業

○申請方法 次の①～③に該当する書類等をご準備いただき、申請手続きを行います。

- ①身体障害者手帳
- ②用具の見積書
- ③医師意見書(交付する日常生活用具の種類に応じて必要となる場合があります。詳しくは窓口にご相談ください。)

○給付額 日常生活用具購入代金の9割。ただし、上記の基準額を超える用具を購入する場合、超過した金額については自己負担となります。

*障がい者本人または配偶者(児童の場合は保護者が属する世帯全員)に市民税課税者がおり最多課税者の所得割額が46万円以上の場合は給付対象外となります。

●手続き窓口

え ぼ か 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

在宅重度障がい者対策事業④

在宅生活を送る重度の障がいをもつ方を対象に、紙オムツ等購入券・ストーマ用装具購入券を給付します。

治療材料給付券（紙オムツ等の購入）の給付

- 内 容 月額3,000円の購入券を給付
- 対 象 者 身体障害者手帳で下肢・体幹または寝たきり状態にあり、かつ失禁状態等のある方
- 申請方法 身体障害者手帳、医師の証明書をご準備いただき、市窓口にて利用登録手続きを行います。
- そ の 他 65歳以上の方の場合は別制度（高齢福祉）が優先されます。

衛生機材給付券（ストーマ用装具購入券）の給付

- 内 容 月額4,000円の購入券を給付
- 対 象 者 人工肛門・人工膀胱造設者であって、直腸または膀胱機能障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない方
- 申請方法 医師の証明書をご準備いただき、市窓口にて利用登録手続きを行います。
- そ の 他 直腸または膀胱機能障がいによる身体障害者手帳を所持される方は、日常生活用具（ストーマ用装具）の給付が優先されます。

●手続き窓口

え ぼ か 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371
市民部白沢総合支所 窓口サービス係 Tel44-2114

相談支援について

発育に不安のある方、障がいをもつ方、その保護者・介護者などからの相談に応じ、相談者がより豊かな社会生活を営むことができるよう、専門性の高い情報提供やサービス活用のための援助等を行います。

市の保健師[㊦]

市民の健康・医療に関する相談支援等を行います。特に、お子さんの成長過程において最も重要な時期にあたる出産時～幼児期については、母子共に包括的な支援を行います。

●手続き窓口

えぼか	保健課	健康増進係	Tel24-5112
		母子保健係	Tel24-5152

家庭児童相談員[㊦]

主に就学前から学齢期までのお子さんとそのご家庭に対して、相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関（教育・保健・福祉等）との連絡調整を行います。

- ・ お子さんの発育上の不安・心配事に関するご相談
- ・ お子さんを養育するご家庭の不安・心配事に関するご相談
- ・ お子さんの能力・個性に配慮した就園・就学等のアドバイスと関係教育機関との調整 等

●問い合わせ

えぼか 子ども福祉課 Tel24-5376
担当：家庭児童相談員 吉田

障がい者相談支援事業所 なないろ[㊦]

障がいをもつ方やその家族を対象に、相談支援を行います。行政機関をはじめ、幼稚園・保育所・学校・サービス事業所・就労支援機関等と連携し、相談者のライフステージに即した専門性の高い相談支援を提供します。

- ・ 福祉サービスの利用援助に関する支援
- ・ 社会資源を活用するための支援に関する支援
- ・ 社会生活力を高めるための支援に関する支援 等

●問い合わせ 本宮市白岩字堤崎494-22（本宮市社会福祉協議会内）
障がい者相談支援事業所 なないろ Tel24-7825

本宮市身体障がい者福祉会㊦

各種大会や研修会への参加等を通して、身体障がいをもつ会員相互の親睦と福祉増進を図ります。

- 事業内容
 - ・ 諸会議の開催及び大会等への参加
 - ・ 各種研修会の開催、参加
 - ・ 文化・スポーツ交流
 - ・ 相談支援（ピアカウンセリング等）
 - ・ 情報提供
- 年会費 700円
- 加入方法 事前に入会申込みの手続きが必要です。
- 問い合わせ 本宮市白岩字堤崎 494 番地 22（本宮市社会福祉協議会内）
本宮市身体障がい者福祉会 事務局 Tel24-7780

手話通訳者の派遣㊦

手話通訳によるコミュニケーション手段を必要とする方に対して、無料で福島県聴覚障がい者協会に登録された手話通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

- 対象者 聴覚・言語機能・音声機能等の障がいをもつ方
- 通訳者の派遣範囲
 - ・ 医療、教育、就職活動、行政機関の手続き等、公の場面にて手話通訳が必要な場面
 - ・ 地域行事、ボランティア活動等の社会参加を行ううえで、手話通訳が必要な場面
 - ・ その他通訳者の派遣が必要と認められる場面

【ご利用いただけない場面】

- ・ 宗教活動 ・ 政治活動 ・ 営利を目的とした活動
- ・ 個人の遊興または娯楽に関する活動 ・ 他県においての活動

- 申請方法 市窓口にて申請書の提出が必要です。
(派遣希望日の1週間前までにお手続きください。)

●手続き窓口

えぽか 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371

Fax 33-3931

メールアドレス shakaifukushi@city.motomiya.lg.jp

障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて㊦

障がいをもつ方が、地域でサポートを受けながら暮らしやすい生活を送るため、本宮市では専門事業所によるサービス利用の公費負担を行っています。

例えば、

【お子さんの場合】

- お子さんが就学する前に専門的な療育を受けさせてあげたい。
- お子さんが支援学校等に通っているが、放課後や長期休業時に面倒を見られる家族がいない。

【大人の方の場合】

- 日常的な生活介護を必要とする方。
- 自立生活、社会生活への参画に向けた訓練等が必要な方。
- 収入を得るため一般就労を目指したいが、事前に一定の技能習得や社会参加能力を高めたい方。また、就職活動の支援が必要な方。
- 実際に家族から独立して自活生活を送りたいが、生活の一部に助言や介助が必要な方。

【介護者の場合】

- 障がいのあるご家族の介護のため、なかなか外出や社会参加ができない。
- 介護する方が入院や宿泊を伴う外出の機会が生じた。
- 介護する方が高齢、異性等であるため、入浴等の介助には不安がある。

等のご希望やお悩みに対して、地域の専門事業所による各種サービスの提供にて日常生活をバックアップします。

なお、障害者総合支援法に基づくサービスの利用手続きにあたっては、福島県が窓口になるものと本宮市が窓口になるものがあります。

• 福島県が窓口となるサービス

18歳未満の児童が利用する入所施設

- … 詳しくは福島県または本宮市窓口へお問い合わせください。

●お問い合わせ

え ぼ か 子ども福祉課 子育て支援係 Tel24-5375

福島県県北保健福祉事務所 児童家庭支援チーム Tel024-534-4300

• 本宮市が窓口となるサービス

上記以外のサービス

- … 次ページ以降をご覧ください。

サービスを利用するためには（本宮市が窓口となるサービスの場合）

下記に掲げるサービスを利用するためには、申請手続きを行い、障がいの程度や家庭の事情等を勘案したうえで利用決定を行います。

なお、利用にあたっては、1割の利用者負担額（ただし、所得に応じて1ヶ月あたりの負担上限額の設定あり。）が伴います。

○対象者 障がいのある方や早期療育が必要な児童 等

○利用手続き

【18歳未満の児童】

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| ① 申請 | 市の窓口で所定の手続きを行います。 |
| ② 認定調査 | 概況調査（調査員がご自宅等へ訪問します） |
| ③ 利用意向確認 | 調査結果に基づき、利用したいサービスの意向を確認します。 |
| ④ サービス等利用計画の作成 | 相談センターによるサービス等利用計画を作成します。 |
| ⑤ 給付決定 | 受給者証を交付します。 |
| ⑥ 契約・利用開始 | 利用者とサービス提供事業所が契約を交わし、利用開始へ。 |
| ⑦ モニタリング調査 | 一定期間ごとにモニタリングを行いサービスの見直しを行います。 |

【18歳以上の成人等】介護給付サービスの場合

- | | |
|----------------|--|
| ① 申請 | 市の窓口で所定の手続きを行います。 |
| ② 認定調査 | 106項目調査及び概況調査
（調査員がご自宅等へ訪問します） |
| ③ 医師意見書作成 | 主治医による意見書（診断書）の作成 |
| ④ 障害程度区分判定 | ②③に基づき、あだち地方障がい者介護給付費等の支給に関する審査会にて区分判定。（非該当、区分1～区分6） |
| ⑤ 利用意向確認 | ④の結果に基づき、利用したいサービスの意向を確認します。 |
| ⑥ サービス等利用計画の作成 | 相談センターによるサービス等利用計画を作成します。 |
| ⑦ 給付決定 | 受給者証を交付します。 |
| ⑧ 契約・利用開始 | 利用者とサービス提供事業所が契約を交わし、利用開始へ |
| ⑨ モニタリング調査 | 一定期間ごとにモニタリングを行いサービスの見直しを行います。 |

●手続き窓口

え ぼ か 社会福祉課 社会福祉係 Tel24-5371

サービスの種類（本宮市が窓口となるサービスの場合）

【介護給付サービス】

○訪問系サービス

サービス名	内 容	障がい程度
居宅介護 （ホームヘルプ）	ホームヘルプサービスと呼ばれているサービスで、居宅において入浴・排泄・食事等の介護を提供。	区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がい者に対して入浴・排泄・食事・外出時の支援等の介護を提供。	区分4以上 別に定めあり
行動援護	知的・精神の障がいにより行動上著しく困難であって常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するための支援や介護を提供。	別に定めあり
重度障害者等 包括支援	常時介護を必要とする障がい者に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に提供。	区分6 別に定めあり

○障害児通所支援

サービス名	内 容	障がい程度
児童発達支援	療育が必要な児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を提供する。	別に定めあり
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する。放課後等の居場所づくりを推進する。	別に定めあり

○短期入所

サービス名	内 容	障がい程度
短期入所	家庭で介護を行う人が病気等で介護ができない場合に、入所施設等に短期間宿泊し、介護を提供する。	区分1以上

○通所系サービス（通所施設）

サービス名	内 容	障がい程度
生活介護（通所）	常時介護を必要とする方が、主に日中に障がい者施設で入浴・排泄・食事の介護、創作的活動又は生産的活動の機会等を提供する。 （※従来の通所更生施設のイメージ）	区分3以上 （50歳以上は区分2以上）

○入所系サービス（入所施設）

サービス名	内 容	障がい程度
療養介護	医療を必要とする障がい者で、常時介護を必要とする場合に、医療系施設において機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理の下での介護等を提供する。 （※従来の国立療養所、重度心身障がい者施設等のイメージ）	区分5以上 別に定めあり
生活介護（入所）	常時介護を必要とする方が、主に日中に障がい者施設で入浴・排泄・食事の介護、創作的活動又は生産的活動の機会等を提供する。夜間は一般介護。 （※従来の更生施設、療護施設のイメージ）	区分4以上 (50歳以上は区分3以上)
就労移行支援（入所） （※介護+訓練）	就労を希望する障がい者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力向上を図る訓練を行う。 （利用期間に定めあり）夜間は一般介護。	別に定めあり
就労継続支援（入所） （※介護+訓練）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者にとって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う。（利用期間に定めなし）夜間は一般介護。 （※従来の授産施設のイメージ）	別に定めあり

【訓練等給付サービス】

○住まいの場（地域で共同生活）

サービス名	内 容	障がい程度
共同生活援助 （グループホーム）	地域において共同生活を営むのに支障のない（軽度の）障がい者に対して、住まいの場を提供し、世話人による一時的な支援を行う。	区分の定めなし （他に日中活動する場のある方）

○通所系サービス（通所施設）

サービス名	内 容	障がい程度
自立訓練	軽度の障がい者に対して、自立した日常生活または社会生活が営むことができるように、一定期間、身体機能や生活能力の向上のための訓練を提供する。（利用期間に制限あり）	区分の定めなし
就労移行支援（通所）	就労を希望する障がい者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力向上を図る訓練を行う。 （利用期間に制限あり）	区分の定めなし
就労継続支援（通所）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者にとって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う。（利用期間に制限なし） （※従来の授産施設、小規模作業所のイメージ）	区分の定めなし

【地域生活支援事業】

サービス名	内 容	障がい程度
移動支援	介助が必要な障がい児者が社会参加や余暇活動等を目的とした外出をする際に、ガイドヘルパーの派遣を行なう。	別に定めあり
日中一時支援	日中において、家庭で介護を行う人が介護ができない状態にあるときに、通所施設等にて一時預かりサービスを提供する。	別に定めあり

福島障害者職業センター㊦一部除外あり

○内 容 高齢・障害者雇用支援機構による就労支援機関です。障がい者を雇用する事業主の方やハローワークと密接に連携し、就職や雇用管理のためのサービス提供を行います。

【ジョブコーチ支援事業】

「仕事の段取りがよくわからない」「職場の人とうまくいかない」という方を対象に、スタッフが直接事業所に出向き、障がい者の方が作業や職場にうまく適応できるように、障がい者の方と事業所の社員の方をつなげるための支援を行います。

【リワーク支援】

精神疾患により休職している方やその方の復職を考えている事業所に対して、主治医との連携の下、円滑に復帰ができるよう、支援を行います。

【職業準備支援】

「働きたい、でもどうしたらいいの？」と就職を目指す障がい者の方を対象に、一定期間センターに通い、模擬工場『福島ワークトレーニング社』における作業体験を通して働くための準備を行います。

●問い合わせ 福島障害者職業センター
福島市三河北町 7-14 TEL024-526-1005

支援機関一覧

本宮市の機関

【えぼか（本宮市役所）】

機関名	所在地	電話番号	備考
社会福祉課 社会福祉係	本宮字千代田 60-1	24-5371	障がい者福祉
保健課 健康増進係	//	24-5112	健康
保健課 母子保健係 (こども家庭センターあゆみ)	//	24-5152	母子
子ども福祉課 子育て支援係 (こども家庭センターあゆみ)	//	24-5375	児童福祉
子ども福祉課 子育て支援係 (こども家庭センターあゆみ) 家庭児童相談員	//	24-5376	児童福祉

【本宮市役所】

幼保学校課 幼保教育係	本宮字万世 212	24-5446	幼児教育
// 学校教育係	//	24-5445	学校教育
市民課 国保年金係	//	24-5342	障害年金
税務課 市民税係	//	24-5345	税の控除・減免

【市民部白沢総合支所】

機関名	所在地	電話番号	備考
窓口サービス係	白岩字堤崎 494-22	44-2114	児童・障がい者福祉・税の控除・減免

福島県の機関

機関名	所在地	電話番号	備考
県北保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	福島市御山町 8-30	024-534-4118	児童施設入所
中央児童相談所	福島市森合町 10-9	024-534-5101	療育手帳・児童施設入所 判定
障がい者総合福祉センター	福島市杉妻町 2番 16号	024-521-2823	身体手帳判定
総合療育センター	郡山市富田字上の台 4-1	024-951-0250	肢体不自由児施設
発達障がい者支援センター	〃	024-951-0352	発達障がい支援
あぶくま支援学校	郡山市中田町赤沼字 杉並 139 番地	024-956-1901	支援学校（知的）
郡山支援学校	郡山市富田町上の台 1	024-951-0247	支援学校（肢体）
たむら支援学校（小・中学部） （高等部）	田村市船引町春山字道野原 51 田村市船引町船引字石崎 15-3	0247-82-4114 0247-82-4627	支援学校（知的）
あだち支援学校（小・中学部） （高等部）	二本松市安達ヶ原 1 丁目 55-1（※7 月末までたむ ら支援学校内） 本宮市高木字井戸上 45	 0243-24-8960	支援学校（知的）
県北地方振興局県税部	福島市杉妻町 2-16 県庁北庁舎 4 階	024-521-2702	自動車税減免
県中地方振興局県税部	郡山市麓山 1 丁目 1-1	024-935-1261	自動車税減免

国の機関

機関名	所在地	電話番号	備考
ハローワーク二本松	二本松市若宮 2 丁目 162-5	23-0343	障がい者雇用

その他の機関

機関名	所在地	電話番号	備考
本宮市身体障がい者福祉会	白岩字堤崎 494-22 （本宮市社協内）	24-7780	障がい者互助活動・相談
障がい者相談支援事業所 なないろ	白岩字堤崎 494-22 （本宮市社協内）	24-7825	本宮市委託 相談支援
県北障害者就業・生活支援セ ンター	福島市八木田字並柳 2 0 -5	024-529-6800	就労・就労支援
県中障害者就業・生活支援セ ンター	郡山市小原田 2-4-7	024-941-0570	就労・生活支援
福島障害者職業センター	福島市三河北町 7-14	024-526-1005	就労支援

本宮市内のサービス事業所

事業所又は法人名	提供サービス	電話番号
すばる (本宮字舞台)	生活介護、移動支援、日中一時支援	33-1447
スケッチブック (仁井田字吹上)	生活介護、日中一時支援、共同生活援助(グループホーム)	33-1512
多機能支援センター ビーボ(和田字戸ノ内)	生活介護、日中一時支援	64-2151
本宮市社会福祉協議会 (白岩字堤崎)	居宅介護、移動支援	24-7786
グループホーム まゆみ(本宮字葎ヶ入)	共同生活援助(グループホーム)	33-2588
グループホーム カサーレ(和田字戸ノ内)	共同生活援助(グループホーム)	024-973-8515
グループホーム サンハイツ葎ヶ入Ⅱ (本宮字葎ヶ入)	共同生活援助(グループホーム)	33-1447
あかとんぼ (荒井字関畑)	短期入所	24-7870
てんとうむし (仁井田字榊形)	短期入所	24-7870
福島ケアサービス本宮店 (本宮字南ノ内)	就労継続支援(A型)	24-7307
チョコ丘のうえ (青田字一本杉)	就労継続支援(B型)	24-6845
さくら (白岩字塩ノ崎)	就労継続支援(B型)	24-7723
ぶらっとわ〜く (本宮字中條)	就労継続支援(B型)	24-5943
オハナ・おうえん じゃー ハナイ (青田字三ツ池)	児童発達支援、放課後等デイサービス、 日中一時支援	24-8175
オハナ・おうえん じゃー リノ (本宮字千代田)	放課後等デイサービス	24-8161
ぴーす (高木字猫田)	放課後等デイサービス、日中一時支援	24-6690
発達支援センターま すと(本宮字白川)	児童発達支援、放課後等デイサービス	24-9937
わくわく子供ひろば 本宮(本宮字兼谷平)	児童発達支援、放課後等デイサービス	24-7437
わくわく子供ひろば 舘町(本宮字舘町)	児童発達支援、放課後等デイサービス	24-8070
ほーかごひろば安達 太良(糠沢字礼堂)	放課後等デイサービス	24-7024
障がい者相談支援事 業所なないろ (白岩字堤崎)	計画相談	24-7825

※ 市外に所在する事業所の活用も可能です。